

私立高等学校生徒等奨学給付金の給付に関する事務処理についての一部改正新旧対照表

改 正 前	改 正 後
<p>私立高等学校生徒等奨学給付金の給付に関する事務処理について 最終改正施行 令和2年6月4日</p> <p>[略]</p> <p>1 給付申請及び認定について (1)～(8) [略]</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(9) [略]</p> <p>(10) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 代理受領当に係る取扱いについて (1)～(2) [略]</p>	<p>私立高等学校生徒等奨学給付金の給付に関する事務処理について <u>最終改正施行 令和2年7月8日</u></p> <p>[略]</p> <p>1 給付申請及び認定について (1)～(8) [略]</p> <p>(9) <u>オンライン学習に係る通信費負担の確認等について</u> <u>要綱第4条第4項に規定する額を給付する場合の取扱いは次のとおりとする。</u> <u>ア 学校においてルーター等を貸し出しており、通信費の一部または全部の負担を保護者等に求めている場合</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>原則として、学校において代理受領することとする。</u> ・ <u>家庭において通信費に係る負担が生じていることが明らかであるため、誓約書（参考様式－9）または通信費に係る契約書の写し（以下「誓約書等」という。）による使途の確認は不要とする。</u> ・ <u>学校や都道府県等が通信費の全部を負担しており、家庭において通信費に係る負担が生じていない場合は、給付対象としない。</u> <p><u>イ 家庭において通信費の契約をしている場合</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>学校において代理受領することとして差し支えない。</u> ・ <u>家庭において通信費に係る負担が生じていることを確認するため、誓約書等の提出により、使途の確認を行うこととする。</u> ・ <u>学校においてオンライン学習を行っていない場合であっても、学校での学習内容を踏まえて、生徒が自主的にICT機器を活用し家庭学習を行うこと等もあるため、誓約書等により、家庭において通信費に係る負担が生じていることが確認できれば、給付対象とする。</u> <p><u>※ 学校において代理受領する場合、通信費相当の追加給付分も含めて授業料以外の教育費と相殺して差し支えない。</u></p> <p><u>※ 高校生等奨学給付金の申請時点または通信費相当の追加給付時点において、家庭で通信費に係る負担が一切生じていない場合であっても、令和2年度内に通信回線等に係る契約を行う予定があれば、誓約書の提出をもって給付対象とする。なお、通信費に係る契約期間や支払額に関わらず、給付額は10,000円の定額とする（7月以降の家計急変により給付対象となる場合を除く。）。</u></p> <p>(10) [略]</p> <p>(11) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 代理受領当に係る取扱いについて (1)～(2) [略]</p>

(3) 学校設置者が充当できる経費は区分ごとに次のとおりとする。

区分	充当可能経費
生活保護受給世帯	授業料以外の教育費のうち、生活保護の生業扶助（高等学校等就学費）で措置されない経費（修学旅行費等）
保護者等全員の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が非課税である世帯（生活保護受給世帯の場合を除く。）	授業料以外の教育費（教科書購入費、教材費、学用品費、通学用品費、教科外活動費、生徒会費、入学学用品費、修学旅行費等）

(4)～(6) [略]

4 [略]

様式第1号～様式第2号 [略]

参考様式-1～参考様式-8 [略]

(新設)

(3) 学校設置者が充当できる経費は区分ごとに次のとおりとする。

区分	充当可能経費
生活保護受給世帯	授業料以外の教育費のうち、生活保護の生業扶助（高等学校等就学費）で措置されない経費（修学旅行費等）
保護者等全員の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が非課税である世帯（生活保護受給世帯の場合を除く。）	授業料以外の教育費（教科書購入費、教材費、学用品費、通学用品費、教科外活動費、生徒会費、入学学用品費、修学旅行費、 <u>オンライン学習に係る通信費</u> 等）

(4)～(6) [略]

4 [略]

様式第1号～様式第2号 [略]

参考様式-1～参考様式-8 [略]

(参考様式-9)

年 月 日

岩手県知事 様

オンライン学習の通信費に係る誓約書

令和2年度に私が支給を受ける私立高等学校生徒等奨学給付金のうち、私立高等学校生徒等奨学給付金給付要綱第4条第4項各号に規定する加算額については、オンライン学習の通信費に充てることを誓約します。

申請者住所	〒
申請者氏名	印
対象生徒氏名	年

※私立高等学校生徒等奨学給付金の支給に当たって疑義が生じた場合、御家庭における通信費の契約状況等について確認する場合があります。

改正部分は、下線の部分である。